

議案第 77 号

四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 夜間介護業務手当

第 4 条第 1 項中「四万十町国民健康保険大正診療所の病棟」を「四万十町国民健康保険大正診療所、四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘及び四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（夜間介護業務手当）

第 4 条の 2 夜間介護業務手当は、四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘及び四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘に勤務する職員が夜間介護業務に従事したときに支給する。

2 夜間介護業務手当の額は、夜間介護業務に従事した勤務 1 回につき 4,500 円とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。